

国立市マンション管理適正化推進計画（案）

（計画期間：令和5年4月～令和12年3月）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第3条の2第1項に基づき、国立市マンション管理適正化推進計画を次のとおり定める。

1. 国立市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

今後、高経年のマンションの急増が見込まれる中で、良質なマンションストックを形成するためには、管理不全を予防し適正な管理を促進することが重要である。本計画では、以下の目標を設定し、その実現に向けて具体的な施策を展開していく。

目標1 管理組合による自主的かつ適正な維持管理の推進

管理組合による自主的かつ適正な維持管理を促進するため、マンション管理士等の専門家やマンション管理業者等と連携して、管理の重要性や方法等について普及啓発を図るとともに、管理組合の取組を支援していく。

目標2 管理状況届出制度を活用した適正な維持管理の促進

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号。以下「都条例」という。）に基づく管理状況届出制度を活用し、市内のマンションの管理状況の把握を着実に進める。

目標3 管理の良好なマンションが適正に評価される市場の形成

マンションの管理に関する情報を開示・提供することによって、管理状況が市場で適切に評価され、資産価値の維持向上につながるよう、マンション管理適正化法に基づく管理計画認定制度の実施や制度の周知等により、市場の環境整備に取り組む。

2. 国立市の区域内におけるマンション管理の状況を把握するため国立市が講ずる措置に関する事項

国立市では都条例に基づく届出制度事務について、今後も当該制度の確実な運用により、区域内におけるマンションの管理状況の把握を進めるとともに、市内全域のマンションの所在及び管理の状況について、実態把握を進める。

3. 国立市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンション管理適正化法に基づき、管理計画の認定事務を実施する。また、マンション管理適正化法に基づき、必要に応じて助言・指導等を行う。さらに、都条例に基づく管理状況届出制度を確実に運用し、把握したマンションの管理状況等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討する。

4. 国立市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（国立市マンション管理適正化指針）に関する事項

マンション管理適正化法第3条の2第2項第4号に基づく国立市マンション管理適正化指針については、国が定めるマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針におけるマンション管理適正化指針と同様のものとして定める。

5. マンション管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市の窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進める。

6. 計画期間

令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までとする。

なお、必要に応じて見直しを行うこととする。